（検査済証の様式）

第四条の四　法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同条第一項第一号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。

（指定確認検査機関が交付する検査済証の様式）

第四条の六　［略］

2　指定確認検査機関が第四条の四において準用する第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第七条の二第五項の検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

3　［略］

（台帳の記載事項等）

第六条の三　［略］

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～十　［略］

十一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

3・4　［略］

5　第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号の図書及び書類　当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間

二　［略］

6　［略］

（国の機関の長等による建築主事に対する通知等）

第八条の二　［略］

2～20　［略］

21　前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第二条第一項	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第七条第五項において準用する同規則第六条

（検査済証の様式）

第四条の四　法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号に掲げる図書及び書類を求めた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、第四条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。

（指定確認検査機関が交付する検査済証の様式）

第四条の六　［同上］

2　指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の二第五項の検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

3　［同上］

（台帳の記載事項等）

第六条の三　［同上］

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～十　［同上］

［号を加える。］

3・4　［同上］

5　第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　第二項第一号から第六号まで及び第十号の図書及び書類　当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間

二　［同上］

6　［同上］

（国の機関の長等による建築主事に対する通知等）

第八条の二　［同上］

2～20　［同上］

21　前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
第二条第一項	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式
	［新設］	［新設］